

# 道徳のかけ橋

平成27年10月6日発行  
第 6 号  
福 島 県 教 育 庁 課  
義 務 教 育 課

## 「特別の教科 道徳」

道徳の新たな枠組みによる教科化をめぐる一連の審議等を経て、今年3月27日に学校教育法施行規則が改正され、今までの「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」）とすることと、学習指導要領の一部改正の告示が公示されました。

また、同日、文部科学省事務次官名で、公示とともに道徳科の移行措置等についても通知がありました。そこで、今回は、小学校では平成30年（中学校では平成31年<sup>(注1)</sup>）から施行される道徳科について、これまでの経緯を中心に考えていきたいと思ひます。



### これまでの経緯



H12.12.22

#### 教育改革国民会議報告 —教育を変える17の提案—

人間性豊かな日本人を育成する

**学校は道徳を教えることをためらわない**

学校は、子どもの社会的自立を促す場であり、社会性育成を重視し、自由と規律のバランスの回復を図ることが重要である。

H19.6.19

#### 経済財政改革の基本方針2007 ～「美しい国」へのシナリオ～

心と体の調和のとれた人間形成

すべての子どもたちに高い規範意識を身に付けさせる取組

**徳育を教科化し、現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実させる。**

H20.1.31

#### 教育再生会議

～教育再生の実効性の担保のために～  
心身ともに健やかな徳のある人間を育てる

**徳育を「教科」として充実させ、自分を見つめ、他を思いやり、感性豊かな心を育てるとともに人間として必要な規範意識を学校でしっかり身に付けさせる。**

H25.2.26

#### 教育再生実行会議

いじめ問題等への対応について（第一次提言）  
いじめの問題が深刻な事態にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出さなければなりません。

**道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化し、より良く生きるための基盤となる力を育てることが求められます。**

H25.12.26

#### 道徳教育の充実に関する懇談会

今後の道徳教育の改善・充実方策について  
現行学習指導要領の考え方は、今後とも重要であり、引き続き維持していくことが適当であるが、今なお多くの課題が存在している。

**道徳教育の改善を図るため、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置付けることが適当と考える。**

#### 本懇談会で指摘された課題

- ・ 歴史的経緯に影響され、道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- ・ 道徳教育の目指す理念が関係者に共有されていない。
- ・ 道徳の時間に何を学んだか印象に残るものになっていない。
- ・ 他教科に比べて軽んじられているのではないかと。

H26.2.17 中央教育審議会へ諮問

H26.10.21 答申 ※「道徳のかけ橋第3号」参照

(注1) ここでの小学校は小学校及び特別支援学校小学部を、中学校は中学校及び特別支援学校中学部を指す。

H27.3.27

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について(通知)

H27.7.3

学習指導要領解説  
小(中)学校 総則編  
小(中)学校 特別の教科 道徳編  
HPIに掲載

## 「特別の教科 道徳」

### 具体的なポイント

- 道徳科に検定教科書を導入<sup>(注2)</sup>
- 内容について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善<sup>(注3)</sup>
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫<sup>(注4)</sup>
- 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握<sup>(注5)</sup>

「考え、議論する」道徳科への転換により、児童生徒の道徳性を育む

## 「特別の教科 道徳」 Q & A



道徳の教科化は、ここ数年で急速に進められたのではなく、じっくりと検討を重ねられてきたことがわかりました。そこで、移行措置について教えてください。

今年3月27日に出了れた文部科学省の通知「2 移行措置の概要」には、小(中)学校の教育課程の編成及び指導について、小学校及び中学校学習指導要領の各規定に関わらず、その全部または一部について、改正後の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の各規定によることができることとあります。また、「3 留意事項等 (2)」には例として指導方法の工夫を取り上げ、その実施に向けて積極的に取り組むことが望まれるとの記述があります。



平成28年度の教育課程には「道徳科」と記載するのでしょうか。

教育課程上の位置付けは今まで通り「道徳」です。「道徳科」としての位置付けは平成30年(中学校は31年)からになるので、注意してくださいね。



道徳科の特質を生かした学習指導過程や指導方法を工夫する際、必要なことは何ですか。

読み物教材の登場人物の心情理解を指導の中心にする「読み物道徳」から、問題解決型の学習や体験的な学習を通じて、自分ならどのように行動・実践するかを考えさせ、自分とは異なる意見と向かい合い議論する中で、道徳的価値について多面的・多角的に学び実践へと結びつけ、更に習慣化していく指導へと転換することが必要です。



(注5)

(注2) 平成27年9月30日 道徳の教科化に伴い改正した教科書検定基準等を告示。改正された検定基準は、小学校は平成28年度、中学校は29年度に実施される検定から用いられる。

(注3) 文部科学省は、専門家会議を設置し、具体的な教育実践を踏まえながら、問題解決的な学習を全国の一つ一つの教室でいかに展開するかという観点から教師用指導資料を作成、配付する。

(注4) 文部科学省において、「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」を設置し、今年6月15日より道徳教育の評価の在り方や指導要録の具体的な改善策等について検討が進められている。

(注5) 初等教育資料9月号臨時増刊より